

広島大学歯学部同窓会会則

1973年1月14日制定
2009年5月23日改定
2014年5月31日改定
2015年5月16日改定
2017年5月27日改定
2018年5月26日改定

第1章 総 則

第1条 (名称) 本会を広島大学歯学部同窓会と称する。

第2条 (目的) 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、歯学の進歩向上に寄与することを目的とする。

第3条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 会誌、会員名簿などの刊行
- (2) 各種会合の開催
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 (事務局) 本会の事務局は、広島大学歯学部内におく。

第2章 会 員

第5条 (会員) 本会の会員構成は、正会員、大学院会員、特別会員、名誉会員、名誉教職員会員、学生会員および留学生会員とする。

- (1) 正会員：広島大学歯学部卒業生
- (2) 大学院会員：広島大学歯学部卒業生以外の者で、広島大学大学院歯学研究科単位修得者、広島大学大学院医歯薬学総合研究科単位修得者および広島大学大学院医歯薬保健学研究科単位修得者のうち、広島大学歯学部同窓会に入会を希望する者で本会理事会の認めた者
- (3) 特別会員：広島大学歯学部教授であって本会理事会の認めた者
- (4) 名誉会員：広島大学歯学部を退職した教授であって本会理事会の認めた者
- (5) 名誉教職員会員：広島大学を退職した教職員のうち、広島大学歯学部ならびに本会の発展に寄与した者で、広島大学歯学部同窓会に入会を希望し歯学部長の推薦があり本会理事会の認めた者
- (6) 学生会員：広島大学歯学部在籍生
- (7) 留学生会員：広島大学歯学部あるいは広島大学病院で研修や研究を行った外国籍の者のうち、広島大学歯学部長の推薦があって本会理事会の認めた者

第6条 (会員の義務) 会員は、次の義務を負う。

- (1) 会員は、住所を異動した場合、本会事務局に届け出ねばならない。
- (2) 正会員は、本会所定の入会金および会費を本会に支払わねばならない。
- (3) 大学院会員は、本会所定の入会金および会費を本会に支払わねばならない。
- (4) 学生会員は、本会所定の入会金を本会に支払わねばならない。
- (5) 留学生会員は、本会所定の入会金を本会に支払わねばならない。

第7条 (会員の権利) 会員は、次の権利を有する。

- (1) 正会員および大学院会員は、選挙権ならびに被選挙権を有する。
- (2) 本会から発行する雑誌その他印刷物の頒布を受けまたは購入することができる。
- (3) 本会の事業または歯学の進歩向上に関し、本会に意見を述べることができる。
- (4) 本会主催の各種事業に参加することができる。

第3章 役員および代議員

第8条 (役員の種別および員数) 本会は次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2. 会長および副会長は、理事とする。

第9条 (役員の選出) 会長ならびに監事は、別に定めた選挙規定により正会員および大学院会員のうちから選出する。

2. 副会長ならびに理事は、正会員および大学院会員のうちから会長がこれを選出する。
3. 理事は、互選により専務理事1名を決める。

第10条 (役員の職務権限) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、理事会で決めた順位により会長に事故ある時はその職務を代理し、欠けた時はその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長の旨を受けて会務を掌理し、会長および副会長共に事故ある時はその職務を代理し、欠けた時はその職務を代行する。
4. 理事は、会長の委嘱により会務を分掌し、専務理事が事故ある時は、あらかじめ理事会で決めた順位に従い専務理事の職務を代理し、欠けた時はその職務を代行する。
5. 監事は、本会の事業および会計財産を監査する。

第11条 (代議員) 本会に代議員をおく。

- (1) 卒業期代表代議員
- (2) 支部代表代議員
2. 代議員の定員および選出方法については、選挙規定で別に定める。
3. 代議員は、代議員会を組織し、会則、その他の規定で決められている事柄を審議し、又、本会の事柄につき会長に意見を述べる事ができる。
4. 代議員が代議員会に出席できない場合は、予備代議員にその職務を代行させることができる。
5. 予備代議員の定員および選出方法については、選挙規定で別に定める。

第12条 (役員および代議員の任期) 役員および代議員の任期は、2年間とし、その始期は、役員は6月、代議員は5月とする。ただし、その再任は妨げない。

2. 役員および代議員に欠員を生じた時は、第9条および選挙規定により速やかに補欠員を選出する。補欠員の任期は、その前任者の残任期間とする。
3. 役員および代議員ならびに予備代議員は、原則として互いに他を兼任することはできない。

第4章 会 議

第13条 (会議の種別) 会議は、総会、代議員会、理事会および支部長会とする。

第14条 (総会) 総会は、定時総会および臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年1回会長が招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めた時、または代議員会から要求があった時、会長が招集する。
4. 総会の議長ならびに副議長は、代議員会の議長ならびに副議長とする。
5. 総会において会長は、当該年度における予算および決算、代議員会の決議事項、その他の重要事項について報告し、承認をうるものとする。
6. 総会において、選挙管理委員の選出を行う。
7. 総会の議決は、出席正会員および大学院会員の過半数の同意をもって成立する。それが同数の場合は議長が決する。

第15条 (代議員会) 代議員会は、役員および代議員で構成し、会長が必要と認めた時、または代議員の3分の2以上から要求があった時、会長がこれを招集する。

2. 代議員会の議長および副議長は、常任とし、その任期は役員のそれに準じ、代議員の中から別に定める選挙規程により選出する。
3. 代議員会は、公開とし、会員は自由に傍聴することができるが、意見を述べたり表決に加わることはできない。
4. 代議員会は、次の事項を議決または承認する。

- (1) 会長および監事の選出
- (2) 事業計画
- (3) 予算および決算
- (4) 会則の改正
- (5) その他必要な事項

5. 代議員会は、代議員の過半数の出席をもって成立する。ただし、予備代議員の出席も不可能なときは、委任状もこれを認める。議事は出席代議員の過半数の同意をもって決する。ただし、会則改正の議決は出席代議員の3分の2以上の同意による。

第16条（理事会） 理事会は、会長を議長とし、副会長と理事とで構成する。監事および顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができるが、表決に加わることはできない。

2. 理事会は、随時これを開催することができる。

3. 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 代議員会の招集に関する事項と、これに付議する事項
- (2) 総会の招集に関する事項
- (3) その他、本会の運営に関して必要な事項

第17条（専決権） 会長は、理事会の議決を要する事柄でありながら、理事会を開催する時間がないと認めるときは、これを専決処分することができる。ただし、この場合は、後日理事会で承認を受けなければならない。

第18条（支部長会） 支部長会は、必要に応じ会長が召集し、会務を協議する。

第19条（委員会） 本会に各種の委員会をおくことができる。

第5章 支 部

第20条（支部の設置） 本会の目的を円滑に達成するために広島大学および各地区に支部をおく。

2. 正会員は、就業地あるいは居住地において原則としていずれかの支部に所属する。

3. 大学院会員は、大学院支部に属する。

第21条（支部の新規設立） 支部を新たに設立しようとする時は、別に定める広島大学歯学部同窓会支部設立に関する細則に基づいて、理事会の承認を得ねばならない。

2. 新設支部は、次期代議員会ならびに総会に報告しなくてはならない。

第22条（新規設立支部の援助） 本部は、支部設立のために援助を行うものとする。

第6章 会 計

第23条（運営経費） 本会の経費は、入会金、会費および寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第24条（納入会費の扱い） 入会金および納入した会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第25条（資産管理） 資産は、代議員会の定めた方法によって会長が管理する。

第26条（会計年度） 会計年度は、6月1日より翌年5月31日までとする。

第7章 慶弔と見舞

第27条（慶弔と見舞い） 会員およびその家族の慶弔と見舞いは、別に定める細則により行う。

第8章 賞 罰

第28条（表彰） 本会に対して功労のあった者および歯科界に貢献した者は、代議員会の議決により表彰することができる。

第29条（懲罰） 本会の体面を著しく汚した者は、代議員会の議決により、適当な処置を講ずることができる。

第9章 顧 問

第30条（顧問の委嘱） 顧問は、理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

附 則

1. 本会則は、1973年1月14日制定する。

1978年5月27日改正、1980年7月26日改正、1986年5月31日改正、1989年6月12日改正、1991年6月1日改正、1992年5月23日改正、1995年5月13日改正、1996年5月19日改正、1997年6月1日改正、1999年5月29日改正、2005年5月29日改正、2014年5月31日改正、2015年5月16日改正、2017年5月27日改正、2017年5月27日より施行する。

2. 本会の運営に関する細則は、別に定める。

細 則

細則1. 広島大学歯学部同窓会入会金および会費に関する細則

第1条（趣旨） 本細則は、会則第6条および第24条に基づいて、入会金、年会費および会員資格停止の取扱いに関して定める。

第2条（入会金および年会費額） 入会金は2,000円とする。

2. 年会費は、歯学科および大学院会員は、6,000円とする。口腔健康科学科（旧 口腔保健学科）は、4,000円とする。その他の会員は、無料とする。

第3条（会員証） 留学生会員ならびに特別会員に対しては会員証を授与する。

2. その他の会員には希望により実費にて授与する。

第4条（会員資格の停止） 会費を3年以上滞納した者に対しては、理事会で審査の上、資格停止処置を講ずることができる。

2. 資格停止会員を、代議員会に報告しなければならない。

3. 資格停止会員は、次の権利を消失するものとする。

- (1) 会報、名簿等の配付
- (2) 選挙権、被選挙権
- (3) 各種会合の特典
- (4) 慶弔および見舞い

第5条（会員資格の回復） 未納会費を納入した会員については、理事会で審査の上、資格を回復することができる。

2. 未納会費の納入は、原則として全額とするが、3年以上の未納については、3年間分を上限とする。

3. 資格を回復した会員を、代議員会に報告しなければならない。

第6条（年会費の免除） 卒後5年間は、所定の手続きを行えば年会費の1/2を免除することができる。

また、病気・入院等で、年会費納入の困難な会員については、理事会の承認を経て、年会費の全額免除を行うことができる。この申請は本人または代議員によっておこなう。

第7条（疑義） その他必要のある事項については、理事会で決定する。

附 則

1. 本細則は、1997年6月1日制定

1999年5月29日改正、2005年5月29日改正、2009年5月23日改正、2014年5月31日改正、2018年5月26日改正、施行する。

2. 本細則第3条は、施行日以前に遡及して実施する。

細則2. 広島大学歯学部同窓会支部設立に関する細則

第1条（趣旨） 本細則は、会則第20条、21条、22条に基づいて支部設立に関して定めるものとする。

第2条（支部設立の条件） 支部を設立する際には、以下の条件を満たし、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 支部の単位は、原則として県以上とし（但し、大学支部および大学院支部の場合はこの限りではない）、原則として10名以上の正会員によって組織されていること。
- (2) 同窓会会則に準じた支部規約を作成すること。
- (3) 当該地区に居住あるいは就業する正会員の過半数の賛同を得ること。

第3条（支部長） 支部には支部長をおく。支部長は支部を代表し、支部の業務を処理し、支部長会および支部代表代議員として代議員会に出席しなくてはならない。

第4条（報告義務） 支部長は、年度毎に同窓会誌に活動報告をしなければならない。

第5条（支部設立助成金） 同窓会より支部設立時、助成金を支給する。

(1) 支部会員数が20名未満の場合は50,000円

(2) 支部会員数が20名以上の場合は100,000円

2. 資格停止会員が未納会費を納入した場合、その一部を所属支部に支部助成金として支給することができる。その決定は理事会にて行う。

第6条（疑義） その他必要がある事項については、理事会において決定する。

附 則

1. 本細則は、1997年6月1日制定

2005年5月29日改正、2014年5月31日改正、施行する。

2. 本細則は、既設支部にも適用する。

細則3. 正会員であった者が特別会員あるいは名誉会員となった場合は、正会員と同等の権利と義務を有するものとする。

細則4. 必要が生じた場合には、代議員会および総会の承認をえて積立金を取り崩すことができる。

広島大学歯学部同窓会選挙規定

第1章 総 則

第1条（趣旨） この規定は、会則第8条、9条、11条、12条、14条および15条に基づき、会長、監事、代議員、予備代議員および代議員会の議長、副議長の選挙について定めるものとする。

第2条（選挙事務の管理） この規定における選挙に関する一切の事務は、選挙管理委員会が管理する。

第3条（選挙管理委員会） 選挙管理委員会は、委員3名をもって組織する。

2. 委員は、正会員および大学院会員の中から総会の議決による指名に基づいて会長が委嘱する。

3. 選挙管理委員は互選により委員長1名を選出する。

4. 委員の任期は、2年とし、委嘱された年の6月1日をもって始期とする。

5. 委員の選出は、役員改選の前年度の総会において行う。

6. 委員は、本会役員および代議員を兼ねることはできない。

7. 委員長は、委員会を総理し代表する。

8. 委員会は、委員長がこれを召集する。ただし、委員長が選任される前は、会長がこれを召集する。

第4条（選挙管理委員会の職務および権限） 選挙管理委員会は、候補者の資格審査、投票の効力の裁決および当選者の決定等、選挙に関する一切の事務を管理し、これを執行する。

第5条（選挙結果の報告） 選挙管理委員会は、選挙の結果を会員または選挙を行う議長に報告する。

第2章 選挙権および被選挙権

第6条（選挙権および被選挙権） 正会員および大学院会員は、選挙権および被選挙権を有する。

2. ただし、代議員会の議長、副議長の選挙権および被選挙権は代議員が有するものとする。

第7条（選挙権の行使） 選挙権の行使は、代議員の選挙を除いて、理由の如何を問わず委任または文書によることを認めない。

第3章 会長および監事の選挙

第8条（選挙の時期および方法） 会長および監事の選挙は、この選挙を行う年の5月中にこれを行う。

2. 会長および監事の選挙は、代議員会において代議員の単記無記名投票によりこれを行う。

3. 補欠選任は、前各項に準じて行う。

第9条（選挙の公示） 選挙管理委員長は、次の事項について選挙管理委員会の議を経て定め、選挙期日の20日前までに公示しなくてはならない。

(1) 選挙期日

(2) 選挙の場所

(3) 候補者の立候補届または推薦届の届出期間

(4) その他必要な事項

2. 公示の方法は、正会員に対し郵送等で通知するものとする。

第10条（選挙の管理） 会長および監事の選挙は、すべて選挙管理委員会をしてこれにあたらせる。

第11条（立候補者および推薦候補者届） 会長および監事の選挙は、立候補者または推薦候補者について行う。

2. 会長および監事の候補者になろうとするものは、選挙期日の7日前までに、文書をもって選挙管理委員長に届け出なければならない。ただし、推薦候補者にあつては、2人以上の推薦者の賛成署名捺印と本人の承諾書を必要とする。

第12条（投票の効力） 投票の効力に関する事項は、選挙管理委員会議の上これを決める。

第13条（開票） 開票は、投票終了後直ちに選挙場においてこれを行う。

第14条（当選人の確定） 次の者を当選人とする。

(1) 有効投票の最多数を得た者

(2) 得票が同数の場合は、最多同数同士で決戦投票とする。

(3) 対立候補者がいない場合は、無投票で当選とする。

第4章 代議員の選挙

第15条（選挙の管理） 代議員および予備代議員の選挙は、選挙管理委員会をしてこれにあたらせる。

第16条（代議員および予備代議員の定員） 代議員および予備代議員の定員は、以下の通りとする。

(1) 卒業期代表代議員の定員は、各卒業期につき1名（歯学科1名および口腔保健学科（口腔健康科学科）1名）とする。

(2) 大学院会員50名までは1名とし、以後50名ごとに1名の代議員を追加する。その選出は互選とする。

(3) 支部代表代議員は、各支部につき1名とする。

(4) 予備代議員の定員は、各々の代議員につき1名ずつとする。

第17条（代議員の選挙） 各卒業期代表代議員の選挙は、この選挙を行う年の3月中に行う。

2. 各卒業期代表代議員の選挙は、同期正会員の郵送投票によって行う。

3. 最多得票者を代議員とする。ただし、同票者がある場合には、選挙管理委員長仲介のもとで、候補者同士の話し合いで決定する。

4. 支部代表代議員は、原則として支部長とする。支部長が、本会役員、選挙管理委員、卒業期代表代議員などに就任した場合には、支部長が支部代表代議員を指名するものとする。

5. 支部長は、選挙を行う年の4月中に、支部代表代議員および予備代議員を本部に届け出なくてはならない。

6. 支部長が交代した場合は、速やかに支部代表代議員および予備代議員を本部に届け出なくてはならない。

7. 代議員に欠員が生じたときあるいは代議員が本会役員および選挙管理委員に就任したときは、予備代議員を代議員とする。その任期は、前任者の残任期間とする。

第18条（予備代議員の選挙） 代議員選挙で次点者を予備代議員とす

る。ただし、同票者がある場合には、選挙管理委員長仲介のもとで、候補者同士の話し合いで決定する。

- 予備代議員に欠損が生じたときあるいは予備代議員が本会役員および選挙管理委員に就任した時は、代議員選挙の第3位得票者を予備代議員とする。その任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 代議員会の議長、副議長の選挙

第19条（議長、副議長の選挙） 議長、副議長は、代議員会において代議員の中より各1名を選出する。

- 補欠選任は、前各項に準じて行う。

第6章 補 則

第20条（疑義） この規定の解釈上疑義があるとき、またはこの規定に定めのない事柄について処理する場合は、選挙管理委員会の決す

るところに従う。

第21条（規定の改廃） この規定の改廃については、代議員会の議を経なければならない。

附 則

- この規定は、1997年6月1日制定する。
1999年5月29日改正、2010年5月22日改正、2014年5月31日改正、施行する。
- 本規定の運営に際する細則は、別に定める。
- この規定施行の際、現に役員であるものはこの規定により選任されたものとみなし、その任期は当初定められた期間とする。
- この規定施行の際、現に代議員である者は、新たに代議員が選出されるまでは代議員とみなす。

広島大学歯学部同窓会 慶弔並びに見舞に関する規定

第1条 本規定は、会則第27条に基づいて定める。

（慶 事）

第2条 会員が、次の各号に該当するものは、理事会において審議のうえ、慶意を表すことができる。

- 本校教授に就任した者（特別会員）
- 他校教授に就任した者
- 本校名誉教授に就任した者（名誉会員）
- 歯科医学の進歩、福祉・文化の向上発展に著しい貢献のあった者
- 本会の発展に著しい貢献のあった者

第3条 慶意の方法は、以下の方法による。

- 本校教授に就任した者（特別会員）、他校教授に就任した者、本校名誉教授に就任した者（名誉会員）には、記念品を授与する。
- その他の慶意は、理事会で決定する。

（弔事および見舞い）

第4条 会員が次の各号に該当する時、別表第1号に定められた弔慰ならびに見舞いを行うものとする。

- 会員の死亡
- 会員家族の死亡
家族の範囲は、会員の配偶者および1親等までとする。
- 天災、人災、その他で会員が緊急切迫する事態に遭遇した場合

第5条 前条第3号に関する見舞いについては、その都度理事会において協議し決定する。

第6条 その他必要がある事項は、理事会で決定する。

第7条 弔慰および見舞いを行った場合には、次の定時総会で報告する。

第8条 本規定の改廃については、理事会の議を経なければならない。

付 則

- 本規定は、1996年6月1日より施行する。
2008年12月8日改正、2008年12月9日改正、2014年5月31日改正、施行する。

別表第1号 広島大学歯学部同窓会弔慰規定

該 当 者	弔 電	供 花
正会員	有	有
学生会員	有	有
特別会員	有	有
名誉会員	有	有
配偶者 正会員・特別会員・名誉会員	有	無
会員の1親等（父母、子供） 正会員・特別会員・名誉会員	有	無

注）後日連絡のある弔事への対処は、原則として1年とする。